

公衆浴場の構造設備の基準（新第4条関係）

		構造設備基準（改正後）			構造設備基準（改正前）	備考			
第4条	(1)	浴室及び脱衣室は、その出入口を男性用と女性用に区別し、外部から見通すことができないようにすること。	第4条	(2)	略	変更なし			
	(2)	浴室及び脱衣室は、全て男性用と女性用に区別し、互いに見通すことができないよう、隔壁等を設けて区分すること。							
	(3)	浴室及び脱衣室の床面における照度は、10ルクス以上とし、停電又は故障に備えて予備装置を施すこと。							
	(4)	浴室及び脱衣室の窓は、開閉自由であって、開けた場合でも外部から見通すことができないようにすること。							
	(5)	脱衣室の出入口には、男性用と女性用を識別するための看板等を掲げること。							
	(6)	脱衣室の面積は、男性用及び女性用それぞれ14平方メートル以上とすること。							
	(7)	脱衣室の床面は、浴室の床面と同じ高さ又はそれより高くすること。							
	(8)	脱衣室の床下地盤は、外部地盤より高く、コンクリート構造とし、適当な換気方法を講じ完全な防その設備を設けること。							
	(9)	男性用及び女性用に区別した客用便所を設けること。					(10)	男性用及び女性用に区別した客用便所を設け、毎日清掃し、適宜消毒すること。	構造基準と衛生措置基準に分離
	(10)	脱衣箱には、施錠の設備又はこれに代わるべき設備を設けること。					(11)	略	変更なし
	(11)	脱衣室には、洗面所を設け、紙くず箱を1個以上備えること。					(12)		

		構造設備基準（改正後）			構造設備基準（改正前）	備考	
	(12)	浴室の面積は、男性用及び女性用それぞれ14平方メートル以上とすること。		(15)	略	変更なし	
	(13)	浴室の床は、耐水性の材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り、汚水が屋外の下水溝に完全流下するようにすること。					
	(14)	排水溝は、コンクリートその他耐水性の材料をもって築造し、完全な暗きよとすること。					
	(15)	浴室の周囲は、床上1.5メートルまではれんが又はコンクリートをもって築造し、その他は全部板張又は防湿材料をもって築造すること。					
	(16)	浴室には、湯気抜き又は換気設備を設けること。					
	(17)	浴室には、浄水及び掛湯を供給すべき適当な設備を設けること。					
	(18)	浴室には、洗い桶及び腰掛を十分に備えること。					(20)
	(19)	浴槽は、耐水性の材料をもって築造し、その構造は、次のアからウまで（同一の浴室に2以上の浴槽を設ける場合における1の浴槽以外の浴槽にあっては、イ及びウを除く。）によらなければならない。 ア 槽底は、外部地盤面の高さ以上であること。 イ 内法面積は、4平方メートル以上であること。 ウ 深さは、0.7メートル以上であること。					(21)
		(22)	略	変更なし			

		構造設備基準（改正後）		構造設備基準（改正前）	備考
第4条	(20)	貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。		新規 (施行日 令和4年4月1日) (経過措置：令和4年4月1日時点で現に営業の許可を受けている者については、施設の構造設備の変更を行うまでの間、適用しない。)	
	(21)	循環式浴槽を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。 ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。 イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。 ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。 エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。			
	(22)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。			
	(23)	気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。			
	(24)	水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。			
	(25)	配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。			
	(26)	調節箱を設置する場合は清掃を容易に行うことができる構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒を行うことができるようにすること。			

		構造設備基準（改正後）		構造設備基準（改正前）	備考
第4条	(27)	浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。	/	新規 （施行日 令和4年4月1日） （経過措置：令和4年4月1日時点で現に営業の許可を受けている者については、施設の構造設備の変更を行うまでの間、適用しない。）	
	(28)	内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造にすること。			